

# 入院時の食事療養負担額等について

入院中の食事代は定額負担です。住民税非課税世帯の方は原則「食事療養標準負担額減額認定証（69歳以下の方）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（70歳以上）」の交付を申請し、医療機関に提示することにより食事代が減額されます。

## 1 食あたりの標準負担額

所得区分	一般病床	療養病床（65歳以上の方）※1	
		医療の必要性の高い者	医療の必要性の低い者
一般	510円 ※2	生活療養（1）：510円 ※3 生活療養（2）：470円 ※3	
オ及び区分2	入院90日以前：240円 入院91日以降：190円 ※4		240円
区分1	110円		140円

高知市公式ホームページ様式より一部抜粋

※1 = 境界層に該当する場合、医療の必要性に関わらず食事代 110円

※2 = 所得区分「一般」の方で以下のいずれかに該当する場合、食事代が異なります

指定難病患者：300円

小児慢性特定疾病患者：300円

※3 = 生活療養（1）または（2）は医療機関によって異なります

※4 = 入院日数が90日を超えた場合、長期入院該当の申請が必要です

申請日の翌月の初日が適用日です

※流動食のみを提供する場合以外となります

※すべて税込みです